

徳島県インバウンド等受入環境推進アドバイザー派遣業務 仕様書

1 業務名

徳島県インバウンド等受入環境推進アドバイザー派遣業務

2 目的

令和6年に徳島阿波おどり空港に国際定期便が就航して以降、徳島県に訪れるインバウンドが増加しており、徳島県内の受入環境整備が必要となっている。そこで、徳島県内の観光関連事業者に対し、アドバイザー派遣を行い、受入環境整備に係る支援制度等を活用するための営業活動を行うとともに、観光関連事業者への伴走支援を行うことで、受入環境整備を促進するものである。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月2日まで

4 委託内容

徳島県内のインバウンド観光振興のため、アドバイザーを1名以上配置し、次の事業を実施する。

(1) 支援制度の営業活動及び受入環境整備支援

ア 徳島県内の観光関連事業者（飲食店、宿泊施設、観光施設等）100者以上を訪問し、「徳島県インバウンド等受入環境整備促進事業補助金」及び「徳島県免税店登録・導入促進補助金」の活用に向けた営業活動を行うこと。

イ 多言語対応、フリーWi-Fi整備、キャッシュレス決済環境整備、免税店登録等の受入環境整備に向けたサポートを行うこと。

(2) 飲食店の多言語化対応支援

徳島県内の飲食店50者以上に対し、「EAT UP TOKUSHIMA JAPAN（多言語メニュー作成支援サイト）」の活用に向けた営業活動及び導入支援を行うこと。

(3) ヒアリング及びレポートの作成

ア (1) (2) で訪問した事業者に対し、受入環境整備に関する課題等についてヒアリングを実施すること。

イ ヒアリング結果をとりまとめたレポートを毎月作成すること。提出期限は、翌月初めとする。

(4) その他

発注者からの問い合わせや依頼事項等への対応を行うこと。

5 成果報告

業務完了後、受注者は速やかに業務委託完了報告書（様式）及び本仕様書に記載した業務の実績が分かる事業報告書（任意様式）を提出すること。

6 その他

(1) 業務の実施にあたっては、発注者と事前に十分協議を行うとともに、関係者及び関係機関との連絡調整を行い、事業を進めるものとする。

(2) 本業務の協議等に要する費用は、全て受注者の負担とする。

(3) この仕様書に定めのない事項については、その都度、双方協議をして定めることとする。